

別紙 第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画（案）に対する御意見の概要と県の考え方

番号	項目	御意見の概要	件数	県の考え方
1	第4章 介護予防と生きがい対策の推進	<p>介護予防・日常生活支援総合事業について、各市町村で、利用者の移行をはじめ、着々と整備や展開が進められていると思います。しかしながらこの事業の主眼でもある地域の多様な主体の参画については、そのアイデアも含めて難しい状況があるのではないかと思います。この整備や展開に、県の積極的な支援を期待します。</p> <p>例えば民間企業やNPO等の参画について、望まれるサービスの例示やお膳立てがあればと思います。</p>	1	<p>市町村への県の積極的支援は必要不可欠と考えております。</p> <p>そこで、県においては、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業の取組を推進するため、市町村職員や地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施や、学識経験者・先駆的取組団体職員等を助言者として市町村に派遣しております。</p> <p>これらの取組を通じて、介護予防・日常生活支援総合事業における地域の多様な主体の参画を推進してまいります。</p>
2	第5章 生活支援の推進	<p>地域包括ケアシステム構築について、市町村で、そのイメージづくりや展開の仕方も含めて、四苦八苦しながら取り組んでいるところもあると思います。この展開に、県の積極的な関与と支援があればと思います。全国の実践の情報の集約とそれの市町村への提供、システム構築に参画が望まれる医療・保健・福祉をはじめ、食育・スポーツ・ごみ政策・住宅・運輸・まちづくり・教育等の隣接部門の機能や人材の関与のお膳立て、企業のフィランソロピーやCSR等として参画できる条件整備等をおとして、県下全域で豊かなシステムが構築できるよう牽引や誘導を望みます。</p>	1	<p>市町村の地域包括ケアシステム構築に対し、県の積極的な支援は必要不可欠と考えております。</p> <p>このため、県においては、医療、介護、予防、生活支援、住まいを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村や地域包括支援センター職員を対象に、地域包括支援センターの役割や地域ケア会議についての研修の実施、生活支援体制整備のための市町村への助言者の派遣、市町村職員を対象とした在宅医療・介護連携のための相談窓口の設置や研修、ネットワークの構築を目的とした会議の開催などを行っております。</p> <p>これらの取組を通じて、市町村の地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。</p>
3	第5章 生活支援の推進	<p>ひとり暮らし高齢者に対するその亡き後も視野に入れた支援の必要性を感じます。例えばその人に子がなく相続人が不在不詳であって持ち家であった場合は、いわゆる空き家問題に進展してしまうこともあると思います。そのほかの処理も含めて行政が関与しなければならない事態が想定されると思います。その時に関わるセクションと連携し、本人の生前に亡き後の処置を定めておくアプローチが必要ではないかと思います。</p> <p>民事信託や任意後見、リバースモーゲージ等、これらを行政側から働きかける体制づくりの検討を望みます。</p>	1	<p>本人の生前に亡き後の処置を定めておくアプローチとして、成年後見制度の任意後見といった取組は非常に有効であると考えております。</p> <p>任意後見については、市町村が設置する成年後見センターにおいて、広報啓発及び相談支援等が行われているところですが、県ではそうした取組を支援するためにセンターの設置・機能拡充に向けたアドバイザーの派遣等を行っているところです。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、任意後見を始めとする有効な取組の広報啓発に努めるとともに、本人が自身の状況に応じた適切な権利擁護支援が受けられる体制整備に努めてまいります。</p>